

事業所連携型奨学金返済支援制度について 【県補助制度併用】



兵庫型奨学金返済支援制度

補助対象の事業者

- (1) 本社が県内にある事業所（社会福祉法人及び医療法人を含む）、京都府就労・奨学金返済一体型支援事業対象中小企業の県内事業所
- (2) 対象従業員に奨学金返済支援制度を設けている事業者

対象従業員の範囲

- (1) 正社員である者
- (2) 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- (3) 申請年度末時点で 40 歳未満の者
- (4) 県内事業所に勤務する者

補助対象の期間と金額

【補助金額】

- ① [事業所向け] 年間返済額の3分の1以内の額とし、事業者が対象従業員に支給した年額の2分の1 [上限：対象従業員1人あたり年間6万円]
- ② [従業員向け] 年間返済額から事業者が対象従業員に支給した年額を差し引いた額又は上記①の額のいずれか低い額 [上限：対象従業員1人あたり年間6万円]

【補助期間】

- 対象従業員1人につき5年間、10年間、17年間

新設 丹波市奨学金返済支援制度

補助対象の事業者

- (1) 市内の事業者等（市内に本社等若しくは支店等を有する個人又は法人、市内に本社等を有し、市外に支店等を有する個人又は法人） ※国又は地方公共団体等は除く
- (2) 対象従業員に奨学金返済支援制度を設けている事業者
- (3) 市税を完納しており、労働関係法令に違反していない事業者

対象従業員の範囲

- (1) 正社員である者
- (2) 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- (3) 申請年度末時点で 40 歳未満の者
- (4) 市内に住所を有し、市税を完納している者

補助対象の期間と金額

【補助金額】

- 年間返済額の3分の1以内の額とし、事業者が対象従業員に支給した年額の2分の1 [上限：対象従業員1人あたり年間6万円]

※ 県の兵庫型奨学金返済支援制度の適用を受けている場合

⇒県補助金（企業分）を差し引いた事業者負担額の2分の1

又は

＋従業員向けに下記の額を追加（県制度の併用不可）

- 年間返済額から事業者が対象従業員に支給した年額を差し引いた額又は上記①の額のいずれか低い額 [上限：対象従業員1人あたり年間6万円]

【補助期間】

- 対象従業員1人につき5年間

事業所連携奨学金返済支援制度 負担割合 イメージ

1. 従業員への手当がない場合

従業員への手当 無	本人負担 (18万円) ※返還額を年間18万円で設定
-----------	----------------------------------

2. 従業員への手当がある場合

従業員への手当 有	事業者負担 (12万円) ※月額1万円の支援手当として設定	本人負担 (6万円)
-----------	-------------------------------------	---------------

3. 従業員への手当があり、県の支援制度が対象になる場合

従業員への手当 有 +	事業者負担 (6万円)	【事業所向け】 県の支援 (6万円)	【従業員向け】 県の支援 (6万円) ※本人負担なし
兵庫型奨学金返済支援制度			



1. 従業員への手当がない場合

従業員への手当 無	本人負担 (18万円) ※返還額を年間18万円で設定
-----------	----------------------------------

2. 従業員への手当がある場合

従業員への手当 有 +	事業者負担 (6万円)	市の支援 (6万円)	本人負担 (6万円)
丹波市奨学金返済支援制度			

又は

2' . 従業員への手当がある場合

従業員への手当 有 +	事業者負担 (6万円)	【事業所向け】 市の支援 (6万円)	【従業員向け】 市の支援 (6万円) ※本人負担なし
丹波市奨学金返済支援制度			

3. 従業員への手当があり、県の支援制度が対象になる場合

従業員への手当 有 +	事業者負担 (3万円)	市の支援 (3万円)	【事業所向け】 県の支援 (6万円)	【従業員向け】 県の支援 (6万円) ※本人負担なし
兵庫型奨学金返済支援制度				
+				
丹波市奨学金返済支援制度				

現
状

新
設
制
度

参考：制度利用の例

事例1：対象従業員の年間返済額が12万円、事業者の支給額が12万円の場合

【市の支援事業のみを利用】

事業者の支援額：12万円	
市補助 4万円	事業者負担 8万円

【県と市の支援事業を併用して利用】

事業者の支援額：12万円		
県補助(企業分) 4万円	市補助 4万円	事業者負担 4万円

事例2：対象従業員の年間返済額が18万円、事業者の支給額が12万円の場合

【市の支援事業のみを利用】

事業者の支援額：12万円		本人払(差額)：6万円
市補助 6万円	事業者負担 6万円	本人負担 6万円

又は

事業者の支援額：12万円		本人払(差額)：6万円
市補助 6万円	事業者負担 6万円	市補助 6万円

【県と市の支援事業を併用して利用】

事業者の支援額：12万円			本人払(差額)：6万円
県補助(企業分) 6万円	市補助 3万円	事業者負担 3万円	県補助(本人分) 6万円

事例3：対象従業員の年間返済額が24万円、事業者の支給額が12万円の場合

【市の支援事業のみを利用】

事業者の支援額：12万円		本人払(差額)：12万円	
市補助 6万円	事業者負担 6万円	本人負担 12万円	

又は

事業者の支援額：12万円		本人払(差額)：12万円	
市補助 6万円	事業者負担 6万円	市補助 6万円	本人負担 6万円

【県と市の支援事業を併用して利用】

事業者の支援額：12万円			本人払(差額)：12万円	
県補助(企業分) 6万円	市補助 3万円	事業者負担 3万円	県補助(本人分) 6万円	本人負担 6万円

事例4：対象従業員の年間返済額が30万円、事業者の支給額が12万円の場合

【市の支援事業のみを利用】

事業者の支援額：12万円		本人払(差額)：18万円	
市補助 6万円	事業者負担 6万円	本人負担 18万円	

又は

事業者の支援額：12万円		本人払(差額)：18万円	
市補助 6万円	事業者負担 6万円	市補助 6万円	本人負担 12万円

【県と市の支援事業を併用して利用】

事業者の支援額：12万円			本人払(差額)：18万円	
県補助(企業分) 6万円	市補助 3万円	事業者負担 3万円	県補助(本人分) 6万円	本人負担 12万円